

# セーフティプロモーションスクールの 考え方・進め方



日本セーフティプロモーションスクール協議会  
(Japan Council of Safety Promotion Schools)



国立大学法人 大阪教育大学

学校安全推進センター

National Center for School Safety Promotion

# 1. セーフティプロモーションスクールとは

セーフティプロモーションスクール (Safety Promotion School: SPS) とは、平成 24 年 5 月に閣議決定されたわが国の教育振興基本計画に示された「自助・共助・公助」の理念を中核とし、スウェーデン王国のカロリンスカ研究所に設置されていた WHO Collaboration Centre on Community Safety Promotion (WHO-CCCSP) が推進していた International Safe School (ISS) の考え方や UNICEF が推進している Child Friendly School (CFS) の考え方などを参考に、わが国独自の学校安全の考え方を基盤とする包括的な安全推進を目的として構築された取り組みです。

具体的には、下の表 1 に示すセーフティプロモーションスクールの理念となる「7つの指標」に基づいて、学校独自の学校安全（生活安全・災害安全・交通安全）の推進を目的とした中期目標・中期計画を明確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備と S-PDCAS サイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校を「セーフティプロモーションスクール」として認証しようとする取り組みです。特に学校における安全推進の取り組みの実践と成果を、学校から家庭へ、地域へ、そして近隣の学校へと発信し共有していこうとする「共感と協働」の視点が特徴とされる制度になっています。

表 1. セーフティプロモーションスクールの 7 つの指標

指標 1 (組織)	学校内に、「学校安全コーディネーター」等を中心とする学校安全推進のための「学校安全委員会」が設置されている。
指標 2 (方略)	学校において、「生活安全」・「災害安全」・「交通安全」の分野ごとに、セーフティプロモーションの考え方に基づいた「中期目標・中期計画（3年間程度）」が設定されている。
指標 3 (計画)	学校安全委員会において、「中期目標・中期計画」に基づいた学校独自の学校安全推進のための「年間計画」が、「安全教育」・「安全管理」・「安全連携」の領域ごとに具体的に策定されている。
指標 4 (実践)	「年間計画」に基づいて、学校安全委員会を中心に、学校関係者が参加して、学校安全推進のための活動が年間を通じて継続的に実践されている。
指標 5 (評価)	学校安全委員会において、実践された学校安全推進に関わる活動の成果が定期的に報告され、それぞれ分析に基づく明確な根拠をもとに学校安全推進活動に対する評価が行われている。
指標 6 (改善)	学校安全委員会における次年度の「年間計画」の策定にあたって、それまでの活動成果の分析と評価を参考に、当該校における学校安全に関わる実践課題の明確化と「年間計画」の改善が取り組まれている。
指標 7 (共有)	学校安全推進に関わる活動の成果が、当該の学校関係者や地域関係者に広報・共有されるとともに、「協働」の理念に基づいて、国内外の学校への積極的な活動成果の発信・共有と新たな情報の収集が継続的に実践されている。

このようなセーフティプロモーションスクールの認証にあたっては、「安全が確保された、完成された安全な学校」であることが基準とされるのではなく、「教職員・児童（生徒・学生・幼児を含む）・保護者、さらには子どもの安全に関わる地域の機関や人々が学校安全の重要性を共感し、そして『チーム学校』として組織的かつ継続可能な学校安全の取り組みが着実に協働して実践され展開される条件が整備されている学校」であると評価されることが重要となります。そのため「セーフティプロモーションスクール」とは、包括的かつ協働的な学校安全の推進をゴール（目標）とするスタートラインに立っている学校であると評価された学校であるといえます。

セーフティプロモーションスクールとして認証された学校園は、「日本セーフティプロモーションスクール協議会」との間に「セーフティプロモーションスクール協定書」を締結し、学校の安全に対する分析と評価を基盤とする未来志向に基づいた協働的な安全推進の取り組みを持続的に推進していただくことを宣言していただくこととなります。そして可能であれば、セーフティプロモーションスクールに認証されている学校間で安全を協働して推進することを目的として設置されている「セーフティプロモーションスクールネットワーク」に加入していただき、日本国内はもとより学校安全に関わる多くの課題を共有するアジア・太平洋地域や、さらにはアメリカやヨーロッパ地域のセーフティプロモーションスクールとの間で、セーフティプロモーションスクールの理念を基盤としつつ、各校園の優れた学校安全推進の取り組みを発信・共有することを通じて、相互に学校における安全推進の成果を高めあっていただきたいと思います。

大阪教育大学では、わが国におけるセーフティプロモーションスクールの一層の普及とその活動の発展を継続的に支援していきたいと考え、平成 26（2014）年 10 月 11 日に、学校危機メンタルサポートセンター（令和 2 年 4 月から「学校安全推進センター」と改称）内に「日本セーフティプロモーションスクール協議会」を設立し、平成 27 年 3 月 6 日に、大阪教育大学附属池田小学校、大阪教育大学附属池田中学校並びに東京都台東区立金竜小学校との間に「セーフティプロモーションスクール協定書」を締結し、セーフティプロモーションスクールの普及活動を開始いたしました。その後の普及活動により、令和 6（2024）年 7 月 1 日時点で、セーフティプロモーションスクールの認証校は日本国内で 55 校園（再認証校 20 校を含む）、海外（中国、タイ、イギリスを含む）で 35 校園、またセーフティプロモーションスクールの認証を目指した活動を展開している認証支援校は、日本国内で 11 校園、海外（中国、タイ、イギリスを含む）で 63 校園となり、世界で合計 164 校園がセーフティプロモーションスクールの活動に参加しています。さらに制度創設から 10 年を迎え、新たに第Ⅳ期の活動を継続して展開している 3 校（大阪教育大学附属池田小学校、大阪教育大学附属池田中学校、台東区立金竜小学校）を、アドバンスドセーフティプロモーションスクール（Advanced Safety Promotion School : ASPSP）として認証しています。

## 2. セーフティプロモーションスクールの認証プロセスについて

「セーフティプロモーションスクール」の認証を受けるためには、認証を希望する学校において、以下の①～⑦に記載したプロセスに従ってセーフティプロモーションスクールの活動に関わる取り組みを進めていただく必要があります。(図1及び図2参照)

1 学校長のリーダーシップの下に、前述した「セーフティプロモーションスクールの7指標(表1)」の達成を目指した取り組みを開始することを、教職員・児童(生徒・学生・幼児を含む)・PTA・地域における子どもの安全に関わる機関や活動団体の代表者等との間で共有する。そのSPS認証活動の開始を決定するにあたって必要があれば、学校長から「日本セーフティプロモーションスクール協議会」に対し「SPS事前打合せ(SPS事前研修)」の開催依頼を申し出て、同協議会の協力のもと、当該校内でSPS活動の展開に関わる教職員等を対象とした事前研修を開催する。

2 セーフティプロモーションスクールの認証を希望する学校長から、「日本セーフティプロモーションスクール協議会」へ「セーフティプロモーションスクール認証支援申込書」と「セーフティプロモーションスクール登録書」を提出する。この書類の提出をもって、「セーフティプロモーションスクール認証支援校」となる。

3 上記の認証支援申請を受けた「日本セーフティプロモーションスクール協議会」は、当該校へ「日本セーフティプロモーションスクール協議会」の「理事」もしくは「セーフティプロモーションスクール推薦委員」を派遣し、「**実地確認**」を行う。実地確認を受けた学校は、日本セーフティプロモーションスクール協議会から派遣された「理事」もしくは「推薦委員」の指導・助言及び協力のもと、「セーフティプロモーションスクールの7指標」に基づいた当該校独自の「活動マトリックス表」(表2参照)を作成し、当該校の校務分掌及び年間学校安全計画中にセーフティプロモーションスクールに関わる取り組みを位置づける。

4 認証支援校における「活動マトリックス表」の作成にあたっては、当該校の管理職及び大阪教育大学が認定した「学校安全コーディネーター」等の資格を有する教職員が協力して、中期計画の期間となる3年間の間に達成可能な内容を考慮した「活動マトリックス表」を作成する。その際、最初の中期計画の3年間のうちに「活動マトリックス表」のすべてのマトリックスを埋める活動を展開することは必須ではなく、次期中期計画を視野に入れたマトリックス表の作成であっても支障はない。繰り返しとなるが、セーフティプロモーションスクールは「安全が完成された学校」を認証する制度ではないため、最初の「セーフティプロモーションスクール認証申請書」を作成した段階で表2に示した「活動マトリックス表」の45項目の内容をすべて設定・実践している必要はなく、最低限として、「生活安全」・「災害安全」・「交通安全」の少なくとも1つの分野(3領域:「安全教育」・「安全管理」・「安全連携」)の15個の「活動マトリックス表」中に、S-PDCAS



(Strategy- 方略 : Plan- 計画 : Do- 実践 : Check- 評価 : Action- 改善 : Share- 共有) サイクルに基づいて展開されている具体的な取り組みが確認できれば、「セーフティプロモーションスクール推薦委員」による「推薦」を受けることが可能である。この取り組みにおいて、後述する「セーフティプロモーションスクール推進員」の資格認定を受けた教職員やチーム学校関係者が、当該校におけるセーフティプロモーションスクールの認証活動に協働的に参加していることが確認されることも重要な観点となる。



5

認証支援校において、活動開始からおよそ1年間のセーフティプロモーションスクールの取り組みの成果を取りまとめた「セーフティプロモーションスクール認証申請書（以下「認証申請書」と表記）」を作成する。この「認証申請書」の作成にあたっては、基本的に「セーフティプロモーションスクール」の認証を目指した取り組みの開始から1年間程度の活動実践（実績）とその評価に基づいて作成されることになるが、当該校において、もしセーフティプロモーションスクールの認証を目指した取り組みを開始するまでに実践していた学校安全の推進に関わる取り組みの実績（概ね3年以内の実績）があれば、先行実績として「認証申請書」に含むことが可能である。なおこの「認証申請書」は母国語（日本語）で作成するものとする。



6

認証支援校からの「セーフティプロモーションスクール認証申請書」の提出を受け、「日本セーフティプロモーションスクール協議会」は「推薦委員」を当該校へ派遣し、その「認証申請書」に基づいた「経過確認」を実施する。

派遣された推薦委員による「経過確認」に基づいて作成されたセーフティプロモーションスクール認証のための「推薦書」の提出をもって、「日本セーフティプロモーションスクール理事会」は当該認証支援校へ「**実地審査（最終審査）**」の実施を連絡する。

なお「日本セーフティプロモーションスクール理事会」へ提出された「認証申請書」は、前述した成果の「共有」の観点から、セーフティプロモーションスクールの認証校間における情報の発信と成果の共有を目的として活用されることに同意の上、日本セーフティプロモーションスクール協議会のホームページ等を通じて公開される。



7

提出された「セーフティプロモーションスクール認定申請書」をもとに「日本セーフティプロモーションスクール協議会」から派遣された「理事」による「実地審査（最終審査）」を経て、当該認証支援校と「日本セーフティプロモーションスクール協議会」との間に「セーフティプロモーションスクール協定書」が締結される。この「実地審査」では、学校長によるセーフティプロモーションスクールの認証を目指した取り組みの経緯・成果の説明と校内実地見学以外に、セーフティプロモーションスクールの取り組みに参加した児童生徒等の代表及びPTAや地域機関や住民代表者等への聞き取りも重要な実地審査事項に含まれる。



8

セーフティプロモーションスクールに認証された後に日本セーフティプロモーションスクール協議会と認証校の間で締結される「セーフティプロモーションスクール協定書」の有効期間は3年間である。そのためセーフティプロモーションスクールの認証を受けた学校がセーフティプロモーションスクールであり続けていくためには、3年ごとに、日本セーフティプロモーションスクール協議会による再認証を受け、学校安全推進の取り組みを着実に継続していくことが必要となる。

9

セーフティプロモーションスクールに認証された学校には、認証後の重要な活動として、「活動マトリックス表」に記載された活動の着実な継続と発展に加えて、セーフティプロモーションに関わる自校の優れた取り組みの成果の発信と共有や、他校の取り組みに関する情報収集の継続に積極的に努めていくことも必要とされる。

また新たにセーフティプロモーションスクールに認証された学校では、セーフティプロモーションスクール活動の展開で活躍してくれる人材育成の観点から、当該校のセーフティプロモーションスクール推薦委員の推薦により、在籍する児童生徒の中から「SPS サポーター」を委嘱する制度を新設している。この児童・生徒会の活動と連携した児童生徒主体のセーフティプロモーションスクール活動の展開も期待されているところである。

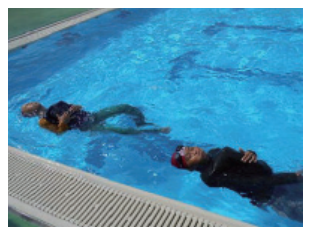


セーフティプロモーションスクール  
認証式での認証旗を囲んで

セーフティプロモーションスクール認証式での認証  
楯及び認証旗の授与



認証校及び認証支援校による活動成果の共有と発信・交流



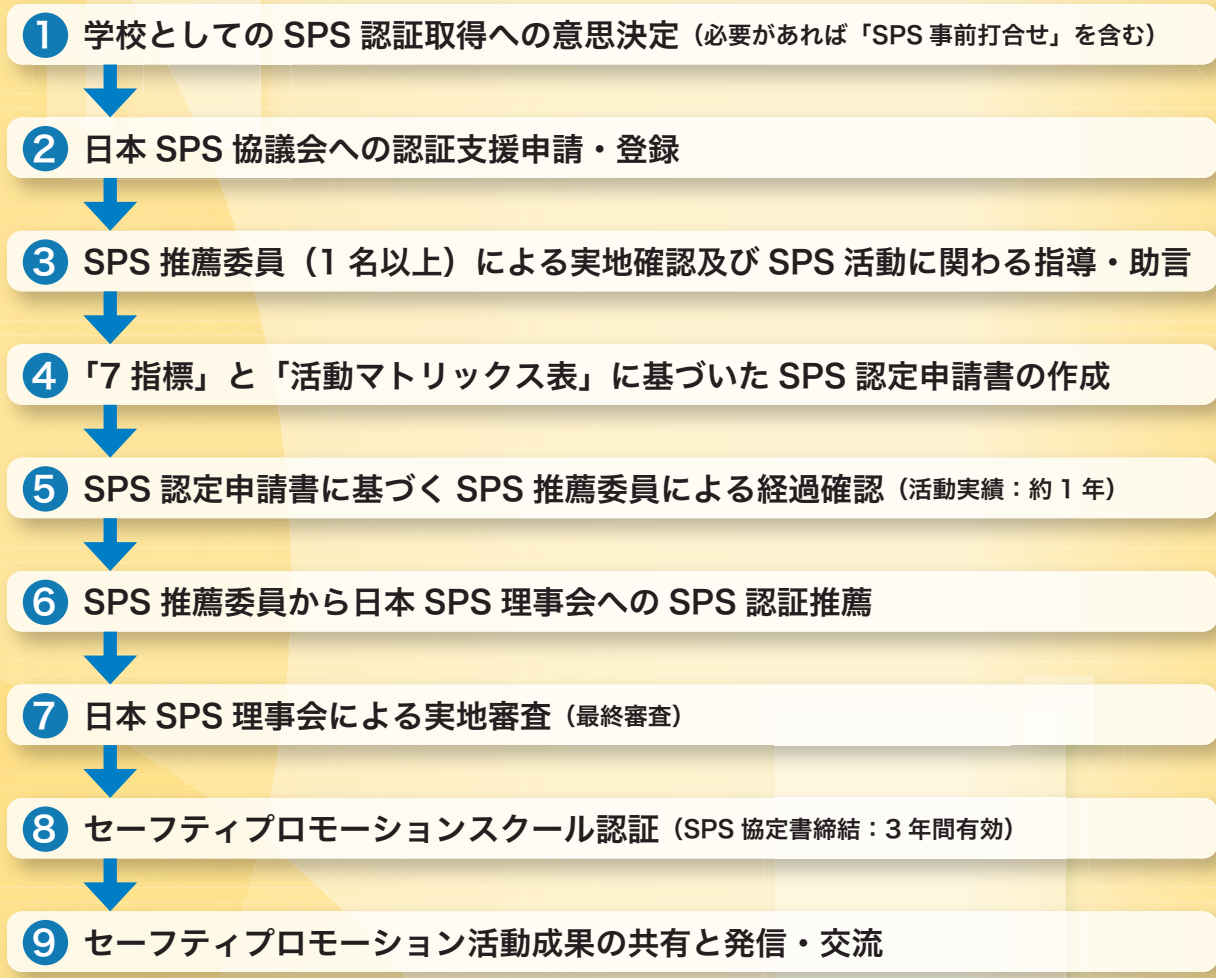


図1. セーフティプロモーションスクール (SPS) 認証へのプロセス

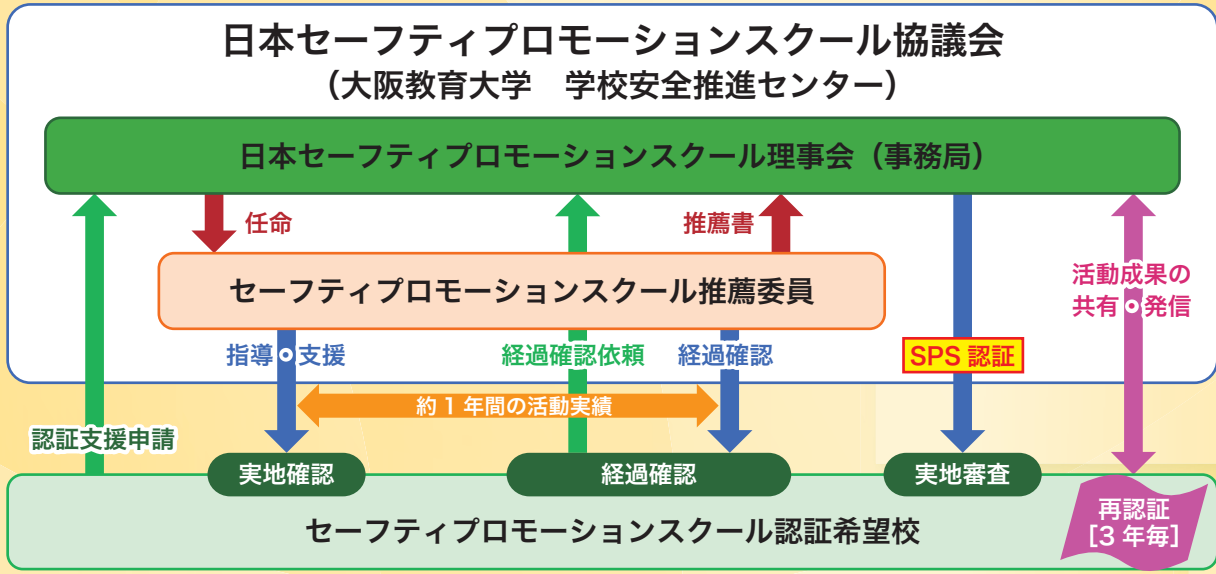


図2. SPS 認証プロセスの概念図

表2. セーフティプロモーションスクールの「活動マトリックス」

分野	領域	計画 Plan	実践 Do	評価 Check	改善 Action	共有 Share
生活安全 ・外傷予防 ・犯罪予防	安全教育					
	安全管理					
	安全連携					
災害安全 ・地震対策 ・風水雪害対策 ・火山対策 ・火災予防	安全教育					
	安全管理					
	安全連携					
交通安全 ・被害予防 ・加害予防	安全教育					
	安全管理					
	安全連携					

### 3. セーフティプロモーションスクールの活動を支える組織と役割について

大阪教育大学では、セーフティプロモーションスクールの活動を継続・発展させていくことを目的として、前述したように学校安全推進センター内に「日本セーフティプロモーションスクール協議会」を設立し、その協議会の活動を支援するために「セーフティプロモーションスクール(SPS)認証支援室」を令和2年4月に開設いたしました。「日本セーフティプロモーションスクール協議会」は、「日本セーフティプロモーションスクール理事会」と「セーフティプロモーションスクール推薦委員会」から構成され、このうち「日本セーフティプロモーションスクール理事会」は学校安全推進センターのスタッフが理事として運営にあたっております。

一方、セーフティプロモーションスクールの学校現場での活動を支援する人材として「セーフティプロモーションスクール推進員」、「学校安全コーディネーター」及び「セーフティプロモーションスクール推薦委員」の3種類の専門職種の資格制度と、セーフティプロモーションスクール認証校に在籍する児童生徒を対象とした新たな「SPS サポーター」の委嘱制度を創設し、大阪教育大学がその人材養成と資格の認定・委嘱を行っております。



## (1) セーフティプロモーションスクール推進員

「セーフティプロモーションスクール推進員」は、「チーム学校」の一員として、関係する学校園の「学校安全コーディネーター」が取り組むセーフティプロモーションスクールの認証活動に協力して推進する役割を担っていただくことを目的として設置しております。またセーフティプロモーションスクールに認証された後は、「学校安全コーディネーター」と協働して、セーフティプロモーションスクールの取り組みに関わる情報の収集と国内外への成果の発信を継続し、その共有に努めることも活動の一部として期待されております。

なお、セーフティプロモーションスクール推進員の認定期間はセーフティプロモーションスクールの認証期間と同じく3年間とし、「セーフティプロモーションスクール推進員」でありつづけるためには、大阪教育大学学校安全推進センターが開催する「セーフティプロモーションスクール推進員養成セミナー」を3年ごとに受講して認定を受けていただく必要があります。

## (2) セーフティプロモーションスクール推薦委員

日本セーフティプロモーションスクール理事会では、わが国におけるセーフティプロモーションスクール活動の学校教育現場における一層の充実と発展を目的として、セーフティプロモーションスクールの認証活動に実績があると認められた教職員、主にセーフティプロモーションスクールに認証された学校からセーフティプロモーションスクールの活動を主導した実績を持つ教職員を「セーフティプロモーションスクール推薦委員」として提案いただき委嘱しております。この「セーフティプロモーションスクール推薦委員」の委嘱を受けていただいた後は、日本セーフティプロモーションスクール理事会の要請により、以下にあげた3件の業務の遂行に協力いただくこととなります。なお委嘱期間は、委嘱を受けた日から3年間と規定しております。

①セーフティプロモーションスクール認証支援申請校に出向し、「日本セーフティプロモーションスクール理事会」と協働して、活動の状況を確認（実地確認）し、当該校におけるセーフティプロモーションスクールに関わる具体的な取り組みが、セーフティプロモーションスクールの理念に基づいて効果的かつ着実に展開されるよう指導と助言を行う。

②セーフティプロモーションスクール認証支援申請校において作成された「セーフティプロモーションスクール認定申請書」が「日本セーフティプロモーションスクール協議会」へ提出された後、「日本セーフティプロモーションスクール理事会」の要請を受け、申請書に記載されたセーフティプロモーションスクールに関わる取り組みの状況や成果を現地で確認（経過確認）する。

③経過確認された活動がセーフティプロモーションスクールの認証に相応しい活動であると評価した場合には、セーフティプロモーションスクール認証のための「推薦書」を作成し、当該校が作成した「セーフティプロモーションスクール申請書」と共に「日本セーフティプロモーションスクール理事会」に提出する。

### (3) 学校安全コーディネーター

「学校安全コーディネーター」の資格は、基礎資格として大阪教育大学学校安全推進センターが開講している「安全主任講習会」を受講し、その上で、原則として同一年度内に開講される「学校安全コーディネーター養成研修」を受講して「学校安全コーディネーター」の認定を受けていただく必要があります。ただし、独立行政法人教職員支援機構が開講している「学校安全指導者養成研修」の受講もしくは既にセーフティプロモーションスクールの活動に取り組んでいる学校における安全主任等の活動経験をもって、「学校安全コーディネーター養成研修」を受講するための基礎資格に代えることも可能としております。

「学校安全コーディネーター」は、所属する学校園で学校安全推進の中心的役割を担うとともに、セーフティプロモーションスクールの認証活動の中核を担う人材として「セーフティプロモーションスクール認証申請書」を作成することや、「セーフティプロモーションスクール推薦委員」による実地確認及び経過確認や「日本セーフティプロモーションスクール理事会」による実地審査に協力していただくこととなります。またセーフティプロモーションスクールに認証された後には、セーフティプロモーションスクールの取り組みに関わる情報の収集と国内外への成果の発信を継続し、その共有に努めることも職務の一部として期待されております。

なお、学校安全コーディネーターの認定期間はセーフティプロモーションスクールの認証期間と同じく3年間とし、「学校安全コーディネーター」でありつづけるためには、大阪教育大学学校安全推進センターが開講する「学校安全コーディネーター養成研修」を3年ごとに受講していただく必要があります。

### (4) SPS サポーター

「SPS サポーター」とは、セーフティプロモーションスクールに認証された学校における児童生徒会活動等を通じて、当該校におけるセーフティプロモーションスクール活動の持続可能な発展に活躍することが期待される人材を育成することを目的として、在籍する児童生徒を対象に「SPS サポーター」を委嘱する制度です。この「SPS サポーター」は、各校の推薦委員の推薦により、日本セーフティプロモーションスクール協議会が委嘱し、委嘱期間は1年間となっています。

## 4. セーフティプロモーションスクール認証に関わる経費等について

日本セーフティプロモーションスクール協議会の指導のもとに「セーフティプロモーションスクール：SPS」の認証を受けようとする場合、以下の7件の旅費や経費が必要と考えられます。ただし、そのうち下記の1, 6, 7の3件の経費については、当該校の状況により、必ずしも必要とされるものではありません。

1. SPS 活動開始前の相談打合せに関わる理事の派遣旅費・謝金
2. SPS 活動開始時の推薦委員の派遣旅費・謝金
3. SPS 実地確認（申請書作成）時の推薦委員の派遣旅費・謝金

4. SPS 実地審査時の理事の派遣旅費・謝金
5. SPS 認証盾・認証旗授与時の理事の派遣旅費・謝金
6. SPS 活動に関わる校内教職員研修への講師派遣旅費・謝金
7. SPS 活動の効果的な展開を目的として、SPS 実践校の教職員が、大阪教育大学が主催する「学校安全主任講習会」、「学校安全コーディネーター養成研修」、「セーフティプロモーションスクール推進員養成セミナー」に参加するための出張旅費

これら7件の経費については、文部科学省総合教育政策局の「学校安全総合支援事業」の中の「地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とする」の事業予算から支出することが可能となっております。そのためセーフティプロモーションスクールの認証活動の開始を検討している学校園では、所管する都道府県・政令指定都市の教育委員会の担当課と相談の上、前述の事業経費を活用していただければ、セーフティプロモーションスクールの認証活動を行う学校園がこれらの経費を負担する必要はありません。ただし、当該校の「学校安全コーディネーター」や「セーフティプロモーションスクール推進員」が、各校におけるセーフティプロモーションスクールの活動成果の共有・発信及び情報収集の活動を行うための旅費等は、上記の事業費から支出することが困難であるため、各学校園の予算計画において対処いただく必要があります。

なお、セーフティプロモーションスクール認証に伴う協定書及び認証盾等の費用については、日本セーフティプロモーションスクール協議会が負担いたします。

その他のセーフティプロモーションスクールの認定・再認定に関わる具体的な費用に関するご質問は、日本セーフティプロモーションスクール協議会までお問い合わせ下さい。

## 5. セーフティプロモーションスクールの展望

大阪教育大学学校安全推進センターでは、「日本セーフティプロモーションスクール協議会」によるセーフティプロモーションスクールの認証支援活動を通じて、セーフティプロモーションスクールの趣旨に賛同いただいた学校と協働しながら、わが国における学校安全の一層の普及と発展に取り組んでいきたいと考え、令和2年4月に「セーフティプロモーションスクール（SPS）認証支援室」を開設いたしました。

平成27年3月に、大阪教育大学附属池田小学校、大阪教育大学附属池田中学校、東京都台東区立金竜小学校の3校をセーフティプロモーションスクールに認証して以来、令和2年8月末時点で、国内外の53校園をセーフティプロモーションスクールに認証し、さらに55校園からセーフティプロモーションスクール認証支援の申込を受け付けております。

日本セーフティプロモーションスクール協議会では、これからもセーフティプロモーションスクールの認証支援活動を通じて、セーフティプロモーションスクールの趣旨に賛同いただいた国内外の学校園と協働しながら、平成13年の大阪教育大学附属池田小学校事件の反省と教訓をもとに、わが国における学校安全の一層の充実と発展に取り組んでいきたいと考えております。

発行日：平成 27 (2015) 年 6 月 1 日  
平成 28 (2016) 年 9 月 1 日 (第 1 次改訂)  
平成 30 (2018) 年 9 月 1 日 (第 2 次改訂)  
令和 2 (2020) 年 9 月 1 日 (第 3 次改訂)  
令和 6 (2024) 年 9 月 1 日 (第 4 次改訂)

発 行：日本セーフティプロモーションスクール協議会  
(Japan Council of Safety Promotion Schools)

理事長：藤田 大輔 (大阪教育大学教授)

理 事：豊沢 純子 (大阪教育大学教授), 後藤 健介 (大阪教育大学教授)

所在地：大阪教育大学学校安全推進センター

(〒 563-0026 大阪府池田市緑丘 1-2-10)

ホームページ：http://ncssp.osaka-kyoiku.ac.jp/sps